

利用者遵守事項

- ① 利用目的(種目)以外では利用せず、**登録時許可した利用曜日、時間を厳守すること。**
 - ② 開放不可日一覧表を確認すること。(電話連絡等含む)**開放不可日についての利用は一切禁止。**
 - ③ 体育館等の開閉は、各団体へ貸与している鍵及び専用カードキーですること。
 - ④ **鍵及びカードキーは責任を持って管理し**、紛失した場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告すること。カードキーは磁気に近づけないこと。また、紛失した場合、その体育館等の鍵及び利用団体すべてのキー設定を変更する必要が生じるため取扱いについては十分注意すること。鍵を1回紛失すると3ヶ月間の利用停止、2回紛失すると登録の取り消し。
 - ⑤ 建物管理は**利用時間中責任を持って管理利用すること。**学校物品等破損した場合には速やかにスポーツ振興課へ報告するとともに、対応(現状復帰)すること。※備品等の破損については利用団体の負担
 - ⑥ 学校より使用を認められた備品以外の物については使用しないこと。また、消耗品(ネット等)については各団体の用意すること。
 - ⑦ 室内用運動靴を着用すること。
 - ⑧ 体育館内(武道場内)で飲食しないこと。
 - ⑨ **学校敷地内で喫煙しないこと。**
 - ⑩ 言動、服装には特に注意し、教育上児童・生徒に悪影響を与えないこと。
 - ⑪ 危険物を持ち込まないこと。
 - ⑫ ゴミ等の発生抑制に努めること。出たゴミ等は各団体で持ち帰ること。
 - ⑬ 体育館等を利用した後はすみやかに清掃し、使用備品を整頓すること。
 - ⑭ **利用後には利用人数等を利用報告簿に必ず記入すること。**
- ※利用無⇒スポーツ振興課への報告と利用無の旨「利用状況報告簿」へ記入
- ⑮ **退館時には照明の消灯及び戸締りを確認すること。**※水銀灯の取扱いは特に注意
 - ⑯ 利用中に発生した事故は、利用者の自己責任とし、事故が発生したときは、直ちにスポーツ振興課に報告すること。
 - ⑰ 電気料相当額の実費については、指定した方法で、期日までに納付すること。
 - ⑱ **運営委員会には必ず出席し、連絡事項等は全ての団体構成員に周知すること。**運営委員会を2回欠席すると、その翌月が利用停止。運営委員会実施日が荒天等の理由により実施できないと思われる場合は、15時以降にスポーツ振興課へ連絡し実施の有無を確認すること。また、中止の場合には翌週へ延期。
 - ⑲ この学校体育施設開放事業の利用をしなくなった場合(団体活動の中止等により)は、速やかにスポーツ振興課へ連絡するとともに、**貸与している鍵を返却すること。**
 - ⑳ **利用者遵守事項が守られない場合は、利用登録を取り消し。**

【スポーツ振興課への報告等について】

緊急時等、スポーツ振興課への報告等について、市役所開庁時間外の場合は、夜間・休日受付へ報告してください。(スポーツ振興課職員への連絡体制をとっています／☎04-2953-1111)